



ベトナムの新しい  
移転価格税制



2017年2月24日において、ベトナム政府は関連会社間取引の存在する会社の租税管理に関する Decree20 を発行しました。当 Decree は 2017年3月1日より適用となります。

当 Decree により、下記のような様々な新しい概念が導入されています。

- ▶ 「実質優先」の原則
- ▶ 3層構造の移転価格文書
- ▶ グループ間のサービス料、利息、無形固定資産取引、固定資産の購入、日常的な機能に対する利益配分についての具体的なガイダンス

当 Decree では比較・ベンチマーク分析に関するガイダンス、新しい年次の移転価格開示フォーム、及び移転価格に関する義務の遵守に関する免除について規程しています。

本アラートではこれらの重要は改正について説明し、納税者の義務とビジネスへの影響について、考えられる影響をコメントいたします。

## 関連者との関係及び関連者取引

当 Decree においては移転価格に関する規定の対象となる関連者取引について、より詳細なタイプの取引をカバーしています。特に関連者間のグループシナジー、シェアードサービスセンター、コストシェアリング等、共通の資源の利用について規定しています。

以前は、移転価格に関する規定の対象となる関連者に該当するかどうかの判定において指標となる基準値は、直接又は間接的に 20%の持分を保有しているかどうかでした。当 Decree において、当基準値は 25%まで引き上げられています。さらに、複数の企業が資本及び直接の管理を通じて個人の支配下にある場合には、当該複数の企業は関連者とされます。

また以前は、50%以上の原材料を購入している仕入先もしくは 50%以上販売している販売先についても関連者として判定されていました。当該%についての規定については削除されましたが、企業が他の当事者に実質的に支配されているもしくは管理されている場合の一般概念については、依然として規定されており、当該当事者は移転価格に関する規定をうけるものとされています。

## 3層構造の移転価格文書と年次の移転価格開示

当 Decree において、OECD の税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)）の行動 13 に基づき、下記の 3層構造の移転価格文書が規定されています。

- (1) グループ事業に関する情報 (グローバルマスターファイル)
- (2) ローカル移転価格文書 (ローカルファイル)
- (3) 国別報告書 (CbCR).

当 Decree において、納税者は移転価格文書を年次の法人税申告書の提出前に作成するよう定められています。法人税申告書は年度末より 90 日以内に提出する義務があるため、当該規定は実際にかなり時間的に厳しい内容となっています。さらに、納税者は税務調査の際、要求されてから 15 営業日以内に移転価格文書を税務当局に提出する必要があります。これは現在の 30 営業日の規定

よりも短縮されており、税務当局の通知を受け取る前に移転価格文書を整備しておくことの必要性を強調する規定となっています。

改訂された移転価格フォームでは、定額支払や恒久的施設（PE）に対して割り当てられた収益/費用及び独立企業間価格に関する詳細な情報等、さらに追加で情報要求がなされています。

## 国別報告書

国別報告書の内容としては、国際的なグループが事業活動を行っている管轄ごとの、グループの主要な財務・税務指標（売上、利益、未払税額、従業員数、資本金及び有形資産の額等）が含まれています。

もし海外の最終的な親会社とその居住国において国別報告書を提出・保管する義務がある場合には、ベトナムの納税者は国別報告書を提出する必要があります。また、ベトナムに最終的な親会社が存在する場合でかつ、連結売上高が 18,000BiVND 以上となる場合には、当該報告書を提出する必要があります。

## 移転価格に関する免除規定

当 Decree において、移転価格文書の作成及び年次の移転価格開示について、一定の免除規定を設けています。特に、下記の場合において、納税者は移転価格文書の作成が免除されます。

- ▶ 売上高が 50BiVND 以下であり、かつ関連者との取引が 30BiVND 以下である場合。しかし、移転価格文書の作成免除が、もし独立企業間価格で取引していることを証明できなかった場合に、移転価格課税されないということを示すのか、移転価格に対する税務調査が行われないということなのかが不明確となっています。
- ▶ 納税者の事業内容が単純かつ売上高が 200BiVND 以下でかつ、卸売業の場合には EBIT（支払金利前税引前利益）÷ 売上高が 5%以上、製造業の場合には 10%以上、加工業の場合には 15%以上である場合。
- ▶ 事前確認制度の合意書（Advance Pricing Agreement (APA)）を締結しており、APA に関する年次報告書を提出している場合。

さらに、以下の条件を満たす場合、納税者は年次の移転価格開示フォームの一部について作成が免除されます。

- ▶ ベトナムで法人税の納税義務がある関連者との取引のみであり、かつ
- ▶ 納税者と関連者が同一の法人税率を適用しており、かつ優遇税率を適用していない場合。

## 実質優先の原則

当 Decree において、税務当局の移転価格管理における独立企業間価格の原則とともなって適用される、実質優先の原則が導入されました。

## 関連者間の役務提供及び支払利息の損金算入

当 Decree により詳細なベネフィット分析及びグループ間のサービス支払に関する損金算入要件が規定されました。グループ間のサービス費用が損金算入となるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ▶ 提供されたサービスは納税者の事業運営にあたり、直接的に有益である
- ▶ 類似した環境下にある独立した他の企業であっても、同様のサービスに対して対価を支払うであろう場合のみ、当該サービスは「提供された」と判定される。
- ▶ サービスフィーは独立企業間価格でなくてはならず、移転価格や割当の方針はグループ内で一貫していなければならない。納税者はサービスの受領について関連するサポーティング資料を提供しなくてはならない。

当 Decree において、1 事業年度において損金算入可能な関連者への支払利息は EBITDA の 20% を超えない範囲とされています。

## 移転価格算定方法の適用

当 Decree では移転価格算定方法の適用について下記の通りガイダンスが公表されています。

- ▶ 固定資産の購入における独立企業間価格の決定に関しては、独立価格比準法 (CUP法) の採用と、サポーティング資料を用意することが求められています。
- ▶ 原価基準法と利益比準法 (CPM) の適用にあたり、直接費用と総費用は異なる方法として区別されています。
- ▶ CPM の適用にあたり、単純な機能を有しており、付加価値が低い取引を実施していて、かつ戦略的意思決定をする裁量のない納税者については損失を計上できません。

## ベンチマーク分析と移転価格調整

Decree は比較分析及び移転価格調整について、下記の通り詳細なガイダンスを提供しています。

- ▶ より拡大した比較分析が必要となるような特別なケースを除き、比較財務データはテスト対象となる会社と同一の会計期間でなくてはなりません。
- ▶ ユニークな特徴をもつ無形資産の比較分析が提供されています。
- ▶ 重要な調整については地域に特有の優位性を考慮しなくてはなりません。
- ▶ 比較対象とテスト対象の取引・会社の差異が大きく、これらの差異を理論付ける情報がない場合には、四分位範囲の中央値を使うことが要求されています。
- ▶ 納税者は、国の予算にたいして税収が減少するという結果にならないようにするという前提のもと、ベトナムの法人税を決定するため、選択された移転価格算定方法、独立企業間価格に基づいて移転価格調整を行います。

当修正については、所得の上方修正は認められるが、下方修正は認められないということを示しています。

## 影響及び弊社による推奨事項

新しいルールにより、ベトナムの移転価格システムはより包括で、より **OECD** のガイドラインと **BEPS** の推奨事項に沿ったものとなりました。これにより、移転価格管理と、租税回避と所得移転の防止に関する法律上の土壌がさらに強化されています。

新たに導入された **3** 層構造の移転価格文書により、ベトナムの税務当局はより外資企業の移転価格実務の合理性についてより評価することになります。しかし、この要求事項により、ベトナムを拠点とする子会社はより重い管理負担を強いられることとなります。

政府が移転価格規制を強化し、資源を集中し、移転価格特有の税務調査を行うことを考慮すると、ベトナムは納税者に対し、積極的な移転価格に関する執行環境となっているといえます。

この変更に対応し、効果的に計画し、移転価格開示を行っていくため、国際的な企業は新 **Decree** を注意深くレビューし、どのように事業に影響してくるか、ベトナムでの要求事項は何かということの評価する必要があります。もし移転価格が御社の事業の注目すべき領域とまだなっていない場合には、今後適切に注意を払うことが必要不可欠となります。

御社が新しい変更に対処していくことをサポートさせていただくため、移転価格の対応状況について弊社にてレビューさせていただくことが可能ですので、ご相談いただけますと幸いです。

## 今後は？

ベトナムでの通例どおり、法令の解釈について **Decree** よりもさらに詳細なガイダンスや指示を提供する、**Circular** が提供される予定です。今後、今年中には **Decree20** について解説する **Circular** が発行される見込みです。

## Contact

For more information on this update or our Tax & Advisory Services of Ernst & Young Vietnam Limited please contact our professionals from Ernst & Young Vietnam Limited as the below list:

### Hà Nội office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

**Trang Pham** Partner  
trang.pham@vn.ey.com

### Japanese Business Service

**Junichi Harada** Manager  
junichi.harada@vn.ey.com

### Korean Business Service

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Hồ Chí Minh office

**Robert King** Partner  
robert.m.king@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** Partner  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Phat Tan Nguyen** Partner  
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

### Japanese Business Service

**Takahisa Onose** Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

### Korean Business Service

**Kyoung Bae Han** Director  
kyoung.bae.han@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2017 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

APAC No. 16000309

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com